

宇和島地区広域事務組合規則第 1 号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡 原文 彰

## 規則第 1 号

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 日

宇和島地区広域事務組合  
組合長 岡 原文 彰

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

宇和島地区広域事務組合火災予防条例施行規則（平成 17 年規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号及び様式第 3 号の 2 中「サウナ設備」を「簡易サウナ設備 一般サウナ設備」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。